

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年11月20日（平成27年（行情）諮問第688号）

答申日：平成28年4月25日（平成28年度（行情）答申第23号）

事件名：平成19年度第1回依存性薬物検討会の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「平成19年度第1回依存性薬物検討会の議事録，メモ，議事要旨等，検討の内容に係る資料」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，これを保有していないとして不開示とした決定について，諮問庁が「平成19年度第1回依存性薬物検討会議事要旨（案）開催日：平成19年9月20日」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とすべきとしていることは，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年7月1日付け厚生労働省発薬食0701号第7号で行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

開示請求した資料は国立公文書館へ移管したとのことだが，内閣府のホームページにて確認したところ，同様の文書を開示請求した事案に係る答申（平成27年度（行情）答申第199号，以下「先例答申1」という。）で，同資料について，開示決定すべき旨が諮問庁に伝えられている。これに従い，本件も同様に改めて開示決定すべきである。

しかし，不開示決定通知の直後，先例答申1が出たにもかかわらず，一言もないのはどういうことか。諮問庁は，当該文書を持っていないふりをして，私が仕事を休み，国立公文書館へ行くべきだとでも言いたいのであろうか。半年も間が空いているならいざ知らず，連絡がないのは誠意を欠く態度だ。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立ての経緯

- (1) 本件異議申立人である開示請求者は、平成27年5月31日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、平成27年8月24日付けで異議申立てを提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、先例答申1を踏まえ、原処分を取り消すこととし、「平成19年度第1回依存性薬物検討会議事要旨（案）開催日：平成19年9月20日」を開示請求対象行政文書として特定し、改めて開示決定することとするが、検討会委員の氏名については、法5条1号本文に該当し、かつ同条1号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないこと、5号及び6号柱書きに該当することから不開示とすることが妥当と考える。

なお、原処分は、先例答申1に係る開示請求に対する不開示決定と同様の判断により行ったものであるが、原処分の時点においては、先例答申はまだ出されていなかったことを申し添える。

## 3 理由

### (1) 本件対象行政文書について

本件で異議申立人が請求している行政文書は、「平成19年度第1回依存性薬物検討会の議事録、メモ、議事要旨等、検討の内容に係る資料」であるが、先例答申を踏まえ、改めて当該請求に係る文書特定を行った結果、「平成19年度第1回依存性薬物検討会議事要旨（案）開催日：平成19年9月20日」を特定した。

### (2) 依存性薬物検討会について

麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とし、依存性薬物の規制に関すること、その他必要な事項等の検討を行うものであり、必要に応じて厚生労働省医薬・生活衛生局長（本件対象行政文書作成時点においては医薬食品局長）が招集している。

### (3) 不開示情報該当性について

我が国においては、厳しく麻薬等の乱用防止や取締に取り組んでおり、その結果、他の先進諸国に比べ、国民の薬物生涯経験率は著しく低い水準に留まっている。危険ドラッグが社会問題となり、今後とも薬物乱用防止や取締の強化が強く求められている中、乱用薬物を現に取り扱っている者の存在や麻薬指定の基準等への抵触は回避するが、中枢神経に影響を及ぼし、保健衛生上の危害を生じさせるような薬物を作成しようとする者（反社会的勢力等）が現れるおそれがある。

原処分を取り消し改めて本件対象行政文書を開示決定するに当たり、

検討会委員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、当該情報は、国の機関の内部における検討に関する情報であって、公にされると、検討会委員に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力をかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する。

さらに、当該情報は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にされると、検討会委員に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力をかけられ、検討会委員から協力を得ることが困難になることが予想され、これにより麻薬指定に関する専門的な意見を聞くことができなくなり、依存性薬物検討会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する。

よって、検討会委員の氏名は、不開示とすることが妥当と考える。

#### 4 結論

以上のとおり、先例答申を踏まえ、原処分を取り消すこととし、本件対象文書を改めて一部開示決定することが妥当と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ①平成27年11月20日 | 諮問の受理         |
| ②同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③平成28年4月14日  | 審議            |
| ④同月21日       | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書を保有していないため不開示とする原処分を行った。しかしながら、諮問庁は理由説明書において、先例答申1を踏まえて原処分を取り消すこととし、本件対象文書を特定した上で、検討会委員の氏名については、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないこと、同条5号及び6号柱書きにも該当することから不開示とすることが妥当であるが、その余の部分については開示している。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めていることから、以下においては、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認した結果を踏まえ、諮問庁が不開示とするとしている部分の不開示情報該当性について

検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、平成19年度第1回依存性薬物検討会の議事の要旨を記した文書であり、検討会委員の氏名が不開示とされている。

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の3(3)のとおり説明する。

(2) 当審査会は、別件開示請求に係る答申(平成27年度(行情)答申第896号。以下「先例答申2」という。)において、不開示部分(検討会委員の氏名)の不開示情報該当性について次のように判断している。

検討会委員の氏名については、物質指定に関する検討を行うために意見を聞いている専門家が明らかになると、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力がかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認することができ、法5条5号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(3) そこで検討するに、当該部分は、先例答申2の不開示部分と同一の情報であると認められるところ、仮に当該部分を公にすると、検討会委員に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力をかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、当該部分は同条5号に該当すると認められるので、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

## (第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子